

成熟社会のライフデザインと住まいの安全

—高齢社会の街造り・家造り・住まい造り—

多賀 直恒

構成

- 1 文明社会の最終段階の安全と安心
- 2 事例を通して自然・伝統と共生する都市環境を再構成
- 3 住宅・建築・都市を高齢者にとってどうするか
- 4 長崎・グループホーム火災の教訓
- 5 安全のために何を考えておくか

参考文献

Abstract

The most modernly cultivated Japan in 21 century is faced to some important difficulty such as politics and economics. The rate of aged people of over 65 years old to whole national people is now more than twenty percent, but the necessary social system will not yet be set up in the form of social security system and social service. How the safety urban regional shall be arranged to live and work soundly and safely? How will be constituted the houses and apartments in daily life? Some fundamental visions and expectations to 21 century are proposed, especially 1) protection of environment and preservation of nature, 2) keepings of recycle system in daily life, 3) importance of information technology, 4) development of aged people and shortage of young men and 5) safety life of freedom from care. Here in this paper, basic topics of the most important safety method to rearrange the house design layout and urban design on the basis of aged human behavior and action patterns will be discussed. One of basic concepts is based on universal design method to indoor space design in everyday life and daily management. Altogether, recent urban fire case in Nagasaki prefecture is reported as the special concrete example.

キーワード：住まい・建物・街、日常生活・住宅・住まいの周辺、文明社会の仕組みと安全、自然・伝統と共生する都市環境、高齢者の住まいの課題と安全対策、福祉施設の災害と教訓、いい建築と安全な住まい

1 文明社会の最終段階の安全と安心

成熟社会の福祉とライフデザインの目標に関して既報で、高齢社会の福祉住環境・地域社会への住民参加・街づくりへの歴史的背景を論じた。これは福祉系大学の教育をする上での基本理念を考察したものである。

成熟社会の将来イメージを描くために、日本21世紀ビジョン案は、生産性高め衰退回避（文化創造・時持ち・小さな官）を掲げて、衰退国家への没落を避けるための総合戦略を提示している。これは、内閣府が民間有識者と官僚が半年かけて議論してきた日本21世紀ビジョンは2030年までに、目指す日本経済の姿として、海外との連携を深める「文化創造国家」時間とゆとりを持って暮らす「時待ち」社会「小さな官」という三本柱を提示して

いる。これは少子高齢化や中国の台頭などの日本が避けて通れない課題に正面から向き合ったことに意味がある。生産性を高め公共の分野で民間活力を引き出せば、豊かな社会を保てるとの見方を打ち出した。

目指すべき将来像として、身の回りの生活環境は様変わりする。平均寿命は一段と上昇する。雇用形態は多様化などを背景に個人が自分の意志で活動内容を選ぶ「可処分時間」23年強に延び、お金持ちならぬ「時持ち」社会が到来する。一方、官と民との関係では、公共サービスの担い手が企業や非営利組織NPOなど政府以外に拡大する。サービスの選択は個人に委ねられる。官の役割は今よりも限定的になるが同時に効率化も進む。

一方、現代社会はリスク社会 高齢化・少子化の進展と共に、村上陽一郎によると、「さて最近の日本社会の動向を概観すると、特に21世紀に入って都市の中の様々なところで深刻な事件事故が発生している。このような安全・安心に関わる事象の原因は社会構造の複雑化・多様化が重要な要因であると考えられる。JR列車事故、空港の事故、グループホーム火災・温泉施設や遊園地などの身近な施設での深刻な事故が相次いでいる。」人々は現代社会の日常に潜む危険や不安とどう向き合えばよいのか。

一つの問題は、組織が安全の確保に対する意欲を保つのが難しくなって来ていることである。現代社会では、事故が起こった場合、それを咎めることには執着するが、その後安全が維持されているかについてはそれほど熱心でない。咎めるだけでは安全は確保できない。

文明社会の最終段階・成熟社会では、人々が生活環境への不適合を起し、精神的にダメージを受けて自殺するようなケースが増えていると指摘されている。サービス業など第三次産業の拡大に伴い、製造業で味わえたものの造りの充足感・達成感を伴わない人が増えてきた。部分的な現象ではあるが、文明社会の負の面に人々が反応し始めたのかもしれない。人々が安心して暮らせるようにするには、人々の生き方、心の持ちようまで踏み込む必要があるのではないか。

2 事例を通して自然・伝統と共生する都市環境を再構成する

現在の日本は低迷している。一人あたり国内総生産GDPは購買力平均換算では世界の17番目に下がり、自給率も学力も犯罪検挙率も低下し、所得格差は拡大している。

1972年に貯蓄のない家庭は3%であったが、現在では23%である。

地域格差も広がり経済格差だけでなく、情報通信の基盤整備なども大きく開いている。

土地や森林の面積は地方の方が広く、国立公園、スキー場、ゴルフ場、温泉など地方に多く存在している。

米国のコンピューター学者アラン・ケイは「視点はIQ80に匹敵する」と言っている。物事はどのような視点で見るとによって8割決まるという意味である。格差と思えばダメで、差異があると思えばいい。そう考えると地域には豊富な資産があり、それらを使ってどう都市を造っていくかが重要である。

第一に歴史的環境を活用したい。滋賀県長浜市では黒壁の家を保存して観光資源として活用している。飛騨市古川町では城下町の街並みを再興している。静岡県掛川市では掛川城を木造建築で復元した。北海道の小樽市や函館市も石造りやレンガ造りの倉庫を活用して成功している。どの地域にもある歴史遺産（ヘリテージ）を現代の資産（プロパティ）にする。語呂合わせでヘリパティという発想が新しい街づくりの方法の一つである。

開発された自然を以前の生態系に復元する自然再生事業も各地で実施されている。

霞ヶ浦では、アサザという水草を植えて生態系を復元し、北海道の釧路川では以前の蛇行した川に復元する工事を始めている。

地産池消も重要で、一次産業の発展だけでなく、製品の輸送距離が減るため低炭素社会作りに貢献する意味ももてきた。

グローバリズムも優勢であるが、ローカリズムを見直すことが重要である。地域産業も工夫次第である。徳島県上勝町では、料理のつまものとなる木の葉をインターネット販売し数億円のビジネスが登場している。無視されていた木の葉を商品に変えたわけである。

地方への人口移動の努力も活発であるが、そのためには地域に仕事を造る必要がある。和歌山県の緑の雇用事業などは成功している。

地方に330万戸ある空き家を活用し、人々が自由に移動する社会を作り出したらどうだろうか。

米国のジャーナリストがGNC（グロス・ナショナル・クール）という言葉で、現在の日本は格好いい文化大国だと指摘している。

和食やゲーム機などは世界で大人気である。

ブータンの前国王が提言しているGNH（グロス・ナショナル・ハピネス）も注目されている。これまでの経済中心のGNPでなく、文化とか幸福を地域社会の目標とし、伝統や文化を自信を持って発信し、生活している人々が幸せを感じることでできる都市環境を作っていくことを考えていくことが重要ではないか。

3 住宅・建築・都市を高齢者にとってどうするか

1) 高齢者の活動を支える 積極的な利用を支えるために

既によく知られているように、わが国は急速な高齢化が進行している。人口学的に言えば、高齢化社会といわれる高齢化率が7%に達したのが1970年、更に高齢化率が14%の高齢社会になったのが1994年である。2007年には21.2%になり、いまや日本は超高齢社会へと進み5人に1人は高齢者となった。しかも65歳以上の高齢者のうち、75歳以上の後期高齢者人口の割合が50%を越え、高齢者の2人に1人は75歳以上ということになる。(図-1、図-2)

この超高齢社会に関して、手遅れにならないうちに建築の立場から十分検討する必要がある。建築は本来社会資産であってその寿命は長く、質の高い建築をストックとして生産していくことが要請される。

これまで75歳以上の後期高齢者に対しては、間違っただけの高齢者像すなわち、高齢者が寝たきり・ボケなど極端なイメージで話題にされてきた。これはごく一部で、むしろ高齢者を考える時には、もっと健康的で活動的、精神的にもかくしゃくとした層が大部分であることを注目したい。アメリカの一般的な認識では、健康な高齢者が10

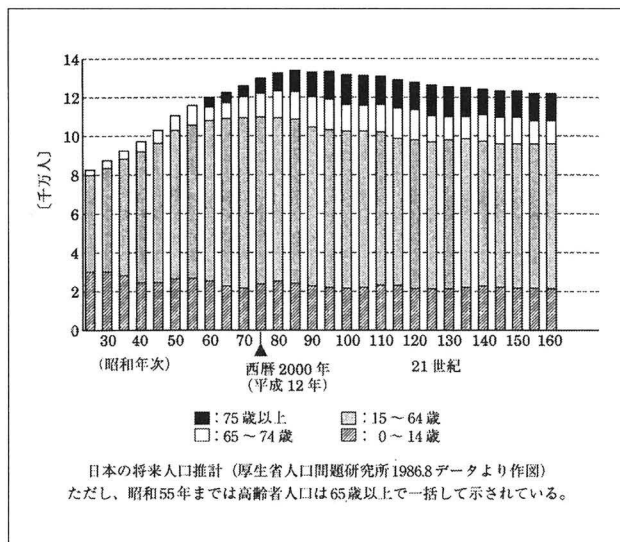


図-1 日本の将来人口推計 (厚生省人口問題研究所データ)

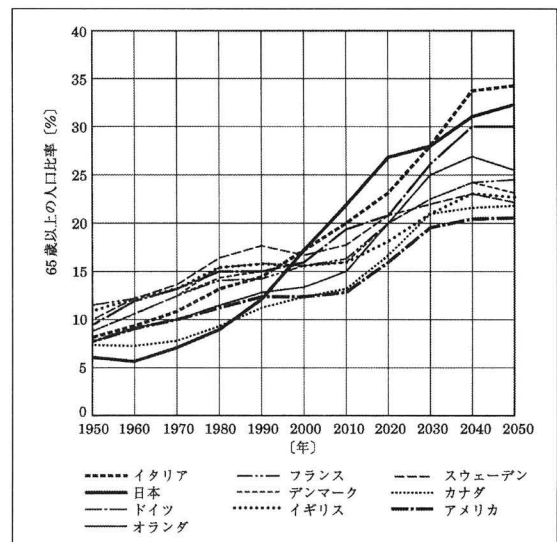


図-2 人口に占める高齢者割合の経年変化の国際比較

人の内9人を占めており、問題が大きい高齢者は僅か10分の1に過ぎないといわれている。

高齢対応デザインの意味 自立できるか ⇒ 一人で或いは夫婦だけで暮らしていくときにさしたる問題が生じないか、様々な問題が出てくるかは決定的な差になる。特に他人の手助け無しで暮らせるか、自立できるかが充実した生活の可否を決定づけるであろう。特にそれが住宅の建築の細部のデザインなど物理的な要因で決定される場合が少なくないことを考えれば、建築のあり方が高齢社会の実質的な充足度に与える影響は大きい。ここで最も重要なことは、高齢化というのは結果ではなくて過程であるということに重要視しなければならない。高齢者はどこに住んでいても必ず歳をとっていき、従ってある時期に見た高齢者はそのままに留まることなく次第に能力が低下していき、いつの間にか完全な自立から程度の差こそあれ介助が必要になっていくのである。

しかし、建築のデザインが自立行動を可能にするような形になっていけば、介助に対する要求はそうでない場合に比べて少なくなる。特に行動に際して身体を支えることが出来るかどうかが決定的な分かれ目になる。この意味からは、例えば、確実な握りを確保できる手すりが果たす役割などは想像を超える重要性を有する。知識はあってもなかなか実感が出来ない面もある。このような局面を打開する方法として、現実の高齢者の知覚・心理体験などを模擬的に追体験する方法がある。こうすることで、居住環境の形成に決定的な影響を持つデザインを高齢者に対応したものにすることが可能となる。

高齢者の行動を追体験 人間の行動能力の経年変化 (図-3)

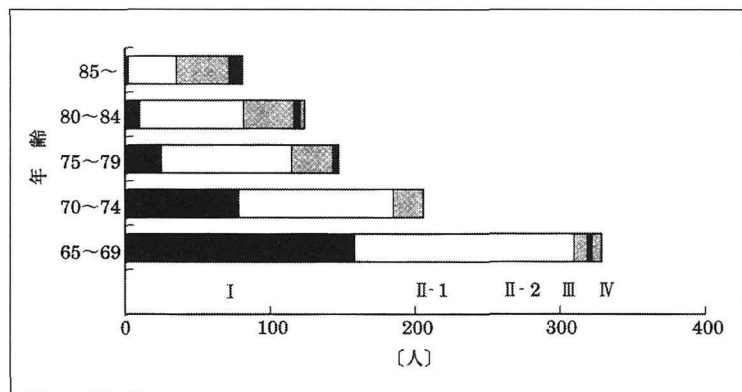


図-3 在宅高齢者の歩行能力別の人数構成

2) 操作性を配慮 使い易さを考える

住宅や建築の高齢者対応の問題は種々の側面を有する。特に、使いやすさ操作性については、建築を含めた社会環境を高齢者や身体障害者などにとってバリアフリーにし、トラブルのない生活を保障するためにきわめて重要であると考えられる。従来の住宅・建築・都市空間などでは、健常者の利用を暗黙の前提とした設計がなされてきた。利用者がある状況に置かれたとき、的確に認知し、判断し、行動するものと考えられてきた。操作性についても、操作すべきものを認知し、操作の仕方を判断し、それに従って作動させて行動することができるはずだということである。ところがこの、認知 ⇒ 判断 ⇒ 行動という一連のプロセスは高齢者の場合、設計者によって想定されたように働かないことが往々にしてある。それには幾つかの理由がある。

認知し 手掛かりを見つける 十分鋭敏な感覚が必要だが高齢者は劣っている。目の遠近調節、視覚情報でも色彩と音声の併用などで表示をしたりする

判断し 手掛かりの意味を考える 情報の持つ意味を適切に理解するには過去の経験が判断内容を左右する。ピクトグラム、ハンドル、ダイヤルなどの意味と操作による量の調節

行動する 分かったことを現実にする能力 高齢者にとっては、要求される行為の実行が普通の人には他愛のない容易な行動が、能力的に及ばないことがある。

テクニックを要求してはならない。巧みさを要求する行為、例えば小さな鍵を小さな鍵穴に入れて苦勞を考えてみる。コインの挿入口の容赦のない小ささも問題である。

3) 非常時の安全性をどう確保するか 日常の安全性 機能性

非常時の安全性は問題として日常の安全と比べて厄介である

発生頻度が多く、高齢者にとってもっと重要なのは、建築火災・住宅火災である。

統計では出火件数 年間1万9千件 毎年300人死亡 4割を高齢者が占める。

避難行動に移るだけの行動能力

高齢者にとって火災安全が問題であるがその行動能力を4通りに想定する。

- 1 一般の成人と差がないとみなせる
- 2 行動能力にやや衰えがあるが日常生活には支障があまりない
- 3 通常の場合でも介助無しでは行動が妨げられる
- 4 基本的に介助が必要である、介助無しでは生活行為そのものが甚だしい支障を生じる

高齢化に伴って低下する運動能力にどう対処するか

第一の場合 特別な配慮の必要なし 現在の一般住宅はこのレベル

第二の場合 少しレベルの高い安全対策が必要 段差の解消、手すりの設置、火災報知機の設置

第三の場合 自力で避難できない可能性がかなり高い。単に居住者が自ら行動できることを前提にした避難安全対策のみでは事実上意味がない。介助者が必要になる。スプリンクラーによる自動初期消火が必要。

第四の場合 高齢者を火災の危険から守るには、すぐ近くに介護者がいるのが望ましい。過去の老人ホームや病院での火災の際にも人的被害は大きくなった事例ではこの点が不十分であった場合が多い。

住宅における火災安全設備の道、今後の課題としては、内装制限の効果の再検討、家具など積載可燃物から発生する有毒ガスの評価と対策、感知警報、初期消火システムの有効性の検討、更に避難経路の実際的な有効性の検証などが考えられる。積極的な手段として、火災報知機、家庭用スプリンクラーなどの導入が考慮の対象である。

利用可能性から脱出可能性へ

劇場やホールなど建築一般を考えた時に、問題はあまり議論されていない。障害者のアクセシビリティ（利用可能性）の追求は、兎に角そこに入ってそこを普通の人と同様に使えるようにしなければならないということが進んできた。その結果、非常時の脱出可能性については曖昧なままに留められている。

4) より人間的な高齢社会の生活

高齢社会の設計 高齢者問題を議論するときに主要なキーワードは何か。（高齢者介護保険導入の基本理念）

- I プライバシーの尊重
- II 統合化
- III 自立
- IV 自己決定
- V 自助努力・公的支援・相互支援 参照文献（14）

4 長崎・グループホーム火災の教訓

- 1) グループホームとは、 個室が原則で家庭的 介護・支援受け共同生活

認知症の高齢者向けグループホームは、1980年代半ばにスウェーデンで誕生したといわれる。日本でも90年ごろから設立され始めた。97年度に国が制度化したのを契機に増え始め、介護保険制度の導入で一気に全国に広がった。通常は街の中にある。一般の住宅に近く、個室が原則で、職員から介護や生活支援を受けながら共同生活をする。少人数で家庭的、生活のプライバシーが守られるなどグループホームの利点は、他の介護サービスにも広がりつつある。介護保険制度では、新年度から、通所介護などの宿泊サービスを提供する「小規模多機能型居宅介護」などが導入される。一方、知的、精神的障害者向けのグループホームは日本では80年代に開設され始めた。2006年4月に施行された障害者自立支援法でも、中心的なサービスに位置付けられている。

2) 火災の発生状況と問題

長崎県大村市 7人のお年寄りが亡くなった認知症（痴呆）高齢者グループホームの火災は、小さな介護拠点主流になる中で、非常時にお年寄りの安全をどう守るかという課題を浮き彫りにした。

火災は2006年1月8日未明、市の中心部から約3km離れた郊外の丘陵にある「やすらぎの里さくら館」で発生した。鉄筋コンクリート一部木造平屋建て約280平米を全焼し、入居者9名の内7人が死亡した。原因は未だ分からない。タバコの火らしい。

グループホームは、認知症の高齢者が、職員から介護を受けながら5～9人で共同生活をする介護保険のサービスである。特別養護老人ホームなど大きな施設より初期投資が少ないことや、地域のなかで暮らすという考え方が支持されて急増した。現在全国に約7600ある。数が増えるにつれて火災が起きた「さくら館」のように、近くに人気がないところに建設される例も出てきた。

今回の火災は、夜勤時は、一人になるなど、職員が少ない小規模施設の安全対策の手薄さを露呈した。職員数の増加は、介護費用や入所者の負担増につながるため難しく、火災などが起きた場合、入居者を如何に早く避難させるかの問題を提起した。

「日頃から近所の住民との関係を深めておくことが重要だ」新潟県長岡市で3箇所のグループホームを運営する「高齢者総合ケアセンターこぶし園」の小山剛施設長は、そう指摘する。こぶし園では普段から町内会との交流を重ね、施設にはどのようなお年寄りが何人いるのかなどを知ってもらうようにしている。この努力が実って1昨年の新潟県中越地震の際には、発生直後に近所の人々が駆けつけてくれた。

地域の信頼関係が出来れば、住民の協力を得て避難訓練を行うなど、より発展した緊急対応の仕組みを作ることも可能である。

グループホームは、安全面からも、地域のなかで暮らすという狙い通り、街中につくる配慮が必要といえる。勿論防災設備の整備も必要である。

消防法の施行令では、福祉施設の場合、延べ床面積6000㎡以上（自力で避難することが困難な入居者がいる場合は1000㎡以上）の建物には、スプリンクラーの設置が義務付けられている。だが、規模が小さいグループホームの場合、殆ど設置されていないようである。

「さくら館」にもなかった。「ケアが優先で、火災時の対応を普段から真剣に考えるホームは少ない」（関東地方のグループホーム職員）との声もある。

総務省消防庁は10日、グループホームの防火安全対策の検討会の設置を決めた。スプリンクラーの設置義務化などが検討される。ホームに過度の負担を強くない配慮は必要であるが、安くて簡易型の自動消火装置を自主的に付けている施設もあり、そうした試みは参考にすべきであろう。

認知症高齢者は、現在約70万人にのぼる。2030年には約350万人まで増えると推計される。

グループホームは人間らしく暮らそうとする高齢者ばかりでなく、知的・精神的障害者向けにも整備が進められている。今回の火災を教訓に非常時の安全確保を早急に進める必要がある。

3) 住宅火災から学ぶ教訓 犠牲者を減らす工夫を

最近、子どもや老人が犠牲者となる悲惨な火災が多く報告されている。消防庁調査によると、住宅火災の死者は、年間ほぼ1000人で、その6割が65歳以上の高齢者が占める。高齢者は、視覚や聴覚が衰えて気付くのに時間が掛かる上に、身体が不自由で逃げ遅れてしまう人が多い。消防庁が力を入れているのは、火災報知器の普及である。火災を早期に知る手立てであり、火を消せる、逃げたり助けたりする時間もできる。警報器がない場合に比べて死者を3分の1に減らせる。米国の設置率90%であり、英国も普及で被害が軽減している。日本でも、消防法の改正で新築では設置が義務付けられることになった。問題は既に建っている住宅である。自力で逃げ出せない場合は、スプリンクラーが重要な役割を果たす。長崎の例では、スプリンクラーがあれば命を救えた可能性は高いが、設置に1千万円近くかかる。値段の高さが普及の足を引っ張る、もっと手軽に使える機器の開発が急務である。

何よりも望ましいのは、燃えにくい上に有毒ガスの発生が少ない安全な住まいにすることである。密閉度が高まった最近の住宅はたとえ焼死しなくても一酸化炭素中毒で命を落とす危険がある。燃えない素材の開発や改良に科学技術の力は欠かせない。

5 安全のために何を考えておくか

1) 高齢インパクトと対応住宅

高齢化の進行が余りにも速すぎるので、いろいろな問題が生じている。年齢構成が変わることによって、いろいろな仕組みにズレが生じそのズレをどうやって直すかに苦勞している。介護保険も、建築のデザインもそうである。2000年5月の交通バリアフリー法も。

加齢の意味 なぜ高齢化が問題か、生存確率曲線から65歳になったとき同期生のうち4分の3は残っている。年齢と人間能力（1 言語性能力 2 動作性能力）を考えると、生まれた瞬間は、能力はゼロだが親に助けられて成長し10代半ばから20代の始めまでに、通常の人間の能力に達し、40代から50代半ばくらいまではその力をずっと維持している。特に障害がない健常者はその前提で住宅も建築も街も造ってきたというのが現在の状況である。健常者でない障害者や高齢者が人口の比率から増加していると、社会の仕組み、住宅の在り方を考え直す必要がある。（図-4）

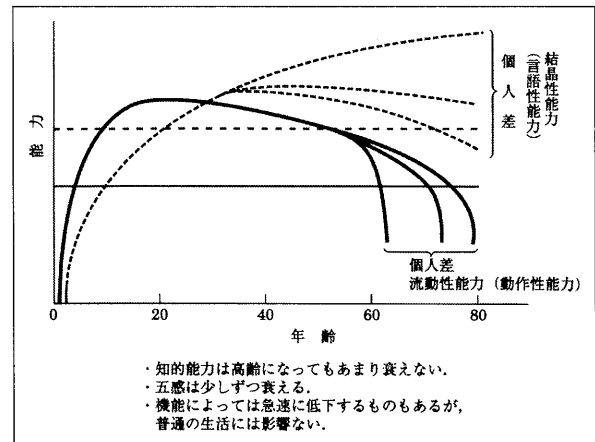


図-4 人間能力と年齢の関係

長寿社会を考えて誰を念頭に置き、住まいの設計を考えるか。まず住宅の安全・耐震構造・耐火構造・長寿社会対応を考える時に、誰が対象になるのか、あるべき物理的環境の造り方として対象となる高齢者とはどういう人なのか、在宅高齢者の能力などを調査した資料（東京ガス）がある。二階建住宅で家族と同居の人2000通のアンケート調査から、在宅高齢者の歩行行動能力を段階別に類型化すると

- I 駆け足ができます 私は年をとったという意識がない
- II-1 駆け足はちょっと面倒だが、杖も手すりも一切要らない、年はとっているが元気

II-2 杖や手すりは使うが、それ以上の支障は殆どない

III 車椅子を使ったり、寝たり起きたり

IV 寝たきり、車椅子

以上5つのパターンが考えられる。入院者や施設入所者の動向は、資料がない。(図-5)

普通の住まいは、「やさしいか」?

日常生活の負担度はどうか。

歩行にはさほど支障のないという人は、家の中でも何の問題もないか、街に出たときはどうか。

杖や手すりを使う人は、当然のことながら色々な所で問題を感じている。特に段差が困るという。若し住宅を変えたとしたらどのようにしたいかという質問には手すりを付けて欲しいという。トイレ・浴室・玄関などの段差があるところ、体のバランスを崩しそうなところに付けて欲しいと。実は歩行時には杖や手すりが不要の人でも、若いときに比べて姿勢変化にはそれなりに負担があるというのが正直な答である。要望が出てこない人は全然問題がないかという、そうではない。家の中の日常的な災害事故の経験から、転んだり、滑ったり、ぶつかったりするかという質問には、若い人とは異なった高齢者特有の事故パターンに変わっていて、歳をとっただけの能力低下はあるという。

長寿社会対応の住宅の設計指針を検討するとき、現実の事故のリスクも考えて杖や手すりの不要な健康な高齢者も対象と考える必要がある。このように、普通の人にもいずれ来るであろう高齢期に支障のないような設計を考える必要がある。(図-6、図-7)

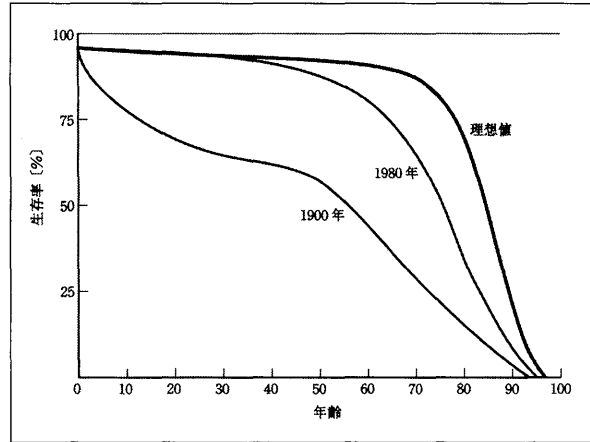


図-5 平均寿命が限界に達した時の生存確率曲線

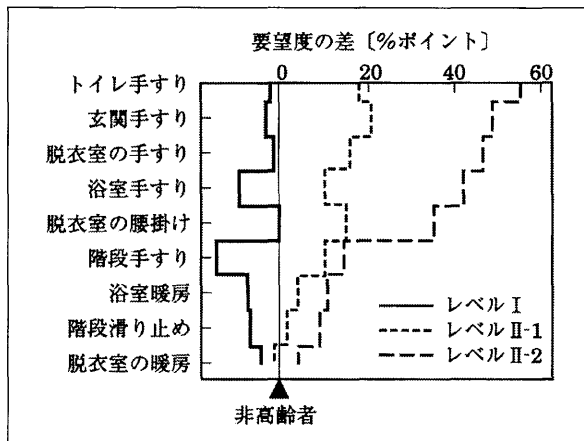


図-6 歩行行動能力別に見た高齢者配慮の要望度

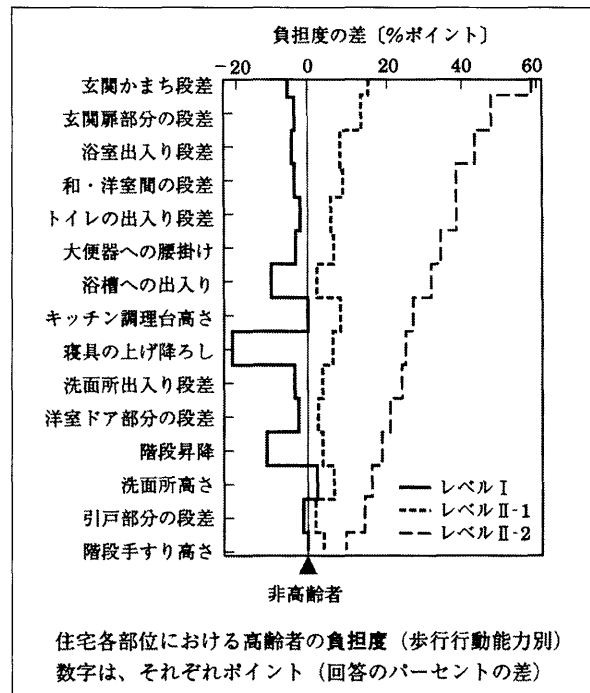


図-7 住宅部位における高齢者の負担度 (歩行行動能力別)

2) ユニバーサルデザインによる製品・建築・環境

ユニバーサルデザインとは一体なんだろうか。街を造る、建築物を造る、そして住まいを造るときに、ユニバーサルデザインを達成するには、何をどうしなければならないか。一言で言うと、「全ての人のためのデザイン」であり、出来る限り全ての人のためを目指すということである。一番良く知られているのは、ノースカロライナ州立大学の故ロン・メイス所長たちがつくった七原則である。これはデザインのチェックリストと考えるのが分

かりよい。この原則を使ってデザインを評価することが出来る。その考え方は「全ての人にとって、出来る限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすることであり、デザイン変更や特別仕様のデザインが必要なものであってはならない」と纏められている。究極目標は全ての人を対象であり、100%を目指したいということである。ある時点で最適であっても、それが世の中で使われると別の要求が出てきてそれを織り込んで次の改良が求められます。この過程がユニバーサルデザインの本質である。

UDの7原則⇒いいデザインのための7つの原則

- 1 公平な利用
- 2 使う上で利用度が高い
- 3 簡単
- 4 情報が直ぐ理解できる
- 5 ミスや危険に繋がらない
- 6 単純な 少ない力で
- 7 アクセスしやすい、スペースと大きさと重量

安心・安全 高齢社会⇒いい住まい、いい建物、いいデザインとしての6つの条件

- 1 安全性
- 2 アクセシビリティ
- 3 使い勝手
- 4 価格の妥当性
- 5 持続可能性
- 6 審美性

3) 高齢者にとってのバリアフリーと住まいの安全性

高齢者を念頭において考えると、車椅子に頼ることになる人の割合はおそらく10%程度に過ぎず、残りの90%は自分の足で動き回ることが出来る。90%を占める人の要求を最低の水準とし、どのような手段を組み合わせると残りの10%の人の権利を確保するかを考えるのが高齢者の住環境を整備する適切なアプローチと考える。ヨーロッパ先進国の高齢者政策において主流となっている根本思想は、自立、自己決定がキーワードである。従来どおりの家に住みこれまで通りの生活行為を続けるのが高齢者にとって望ましいことであって、例え高齢者の一般的な利便性を備えたところであっても、本人の意思に反して転居を強制したりするのは好ましくなく、ましてや老人専用施設に収容するのは基本的に廃すべきだという考え方である。この思想は歴史的に色々な試行錯誤の結果出てきたものであり、人間の尊厳を基底に置いた考え方である。

しかし、現在のところに住み続けるといっても加齢に伴って様々な力が衰えることは避けられない。結果として、生活に色々不便が発生する。そして今までの住宅が甚だ使いにくくなった。老化は足から来るといわれるが、階段の昇降が辛くなった、風呂の出入りに足を上げるのが引かかる。こうなるときに身体を支える手すりがあるのとないのとでは、行動の自由が大幅に違ってくる。若いときと歳をとってからでは、手すりの持つ意味が大きく異なる。この点について議論しよう。

手すりとは何か。手すりには二つの機能がある。一つはバルコニーの手すりであり、これは墜落するのを防ぐ防止するのが基本的存在意義であり安全上不可欠の目的を果たすもので、建築基準法の規定がある。屋上などの避難場所の手すりや側面が壁でない階段の手すりなどは、この類型で要求される条件は、予想される力に耐える強度

と容易に飛び越えられない高さを持つことが要求される。この要求条件は最も危険性の高い利用者を対象に考慮すべきで必ずしも高齢者とは直接関係はない。

一方廊下の手すりや壁があっても取り付けられる階段手すりは、利用者の利便を図るものが基本的な要請である。廊下の手すりなどは通常の健常者は一般に利用した経験がないことが多い。歩くのに不自由のない場合には廊下の手すりに手を出すことはない。足を怪我したり杖を使う必要がある状態では杖の代わりに手すりを頼って歩くことになる。足腰の弱った高齢者にはこの条件が適合している。老人福祉施設や老人マンションなどには必ず付いている。階段の手すりはどうか。墜落防止の手すりはガードレールと呼ぶべきものであるのに対して、握り棒とでも言うべきものであって、要するに体勢を支持するのが目的である。廊下などの平面を歩行するのと違って階段では段差を克服するために身体が大きく上下する。階段では15センチから20センチの高低差をカバーしなければならない。

洗面所・浴室或いはトイレ・玄関の手すりは、立ったり座ったりするのに足の力のみに頼らず、手の助けを借りるのに非常に有効である。

手すりに要求される条件として、あると便利、あれば安全として、どうゆうものがよいか、材質、寸法、位置、デザインは、設計者にとっては最後の項目が最も関心が高い。実は非常に難しい問題である。

参考文献

- 1) 宮本靖子：「働く障害者の生活環境の現状分析とその改善のための提案」福岡大学卒業論文：2006
- 2) 多賀直恒：「都市災害時の住民活動」：「粕屋町福祉研修会」講演2005.6.11 粕屋町福祉センター
- 3) 朝日新聞社説「住宅火災 犠牲者をだすな」2006.2.20
- 4) 古瀬 敏：建築とユニバーサルデザイン、オーム社、平成14年 ¥1800
- 5) 長谷見雄二：高齢化社会における防災・安全対策の問題、建材試験情報6 '06、6-11
- 6) 経済企画庁編：平成8年版；国民生活白書のサブテーマ「安全で安心な生活の再設計」114-122.
- 7) 消防庁編：消防白書 特集 新たな住宅防火対策の推進 連携と実践、ぎょうせい、351-356.
- 8) 国土庁編：防災白書 平成5年版 災害弱者、203-205.
- 9) 内閣府編：高齢社会白書 平成13年版 ～忘年の交わりを求めて～
- 10) 多賀直恒：「障害等を有する高齢者のための災害時、住民による避難支援体制」出前講義・田万川地区民生委員・児童委員協議会 平成21年2月19日 場所：萩市田万川総合事務所2階会議室
- 11) 多賀直恒、「公的支援か自助努力か相互扶助か」、日本建築学会地震防災システム公開研究会「地震防災システムの地域性を考える」2001.3.31.
- 12) 村上陽一郎：文明社会はリスク社会・日常に潜む危険と向き合う、日本経済新聞2007.6.27
- 13) 多賀直恒：「成熟社会の街造りの全体像を探る—福祉系大学の教育の背景と基本理念—」山口福祉文化大学研究紀要第1巻1号2008.3、37-57.
- 14) 多賀直恒：公的支援か自助努力か相互扶助か—被災者支援の仕組み地域からの発想—、日本建築学会地震防災システム公開研究会「地震防災システムの地域性を考える」2001.3.28.